

佐賀県訓令甲第六号

本 庁
教 育 庁
各 事 務 局
現 地 機 関

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第四号中「企画・経営グループ長、」を「企画・経営グループ長並びに」、同条第五項に規定する入札・検査センター長を「センター長」に、同条第五号中「同条第五項に規定する入札・検査センター副センター長」を「副センター長」に改める。

第四条第三項中第十二号及び第十三号を削り、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 人材育成総括監

第四条第三項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 消費者行政総括監

第四条第五項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 団体検査・指導監

第四条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「課（」の下に「組織規則第二条に規定する企画・経営グループ並びに」を加え、「第二条第一項」を「第三条第一項及び第四条第二項」に、「入札・検査センター」を

「センター」に改め、同項を同条第七項とする。

第十条第一項中「又は総務事務効率化センター長」を削り、同条第二項中「情報・業務改革課長」を「情報課長」に改め、同条第五項中「若しくは室長」を削り、同条第七項中「ときは、」の次に「副本部長があらかじめ指名する政策監又は」を加え、「、地域医療体制整備に関する事務については、組織規則第二十条第一項の規定に基づき置かれた副課長、歳入政策に関する事務については、歳入政策監」及び「若しくは副本部長があらかじめ指名する政策監又は総務事務効率化センター長」を削り、同条第十三項及び第十四項を削り、同条第十二項を同条第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13 人材育成総括監が専決することができる事務について、人材育成総括監が不在のときは、経営支援本部長が組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

第十条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 消費者行政総括監が専決することができる事務について、消費者行政総括監が不在のときは、くらしの安全安心課長がその事務を代決することができる。

第十条第十五項中「又は室長」を削る。

第十二条第一項中「総務事務効率化センターに係る事務については、総務事務効率化センター長、」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 団体検査・指導監が専決することができる事務について、団体検査・指導監が不在のときは、生産者支援課長がその事務を決裁するものとする。

第十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

別表第一の旅行命令に関する事務の項の事務委任先の欄中「蛸田へくくくく」

ンザ対策総括監」の次に、「消費者行政総括監」を、「雇用対策総括監」の次に、「人材育成総括監」を加え、「、建設政策監、歳入政策監」を記す。「組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び組織規則第25条第1項」を「人材育成総括監及び同項」に、「、政策監」を「並びに政策監」に改め、同項の委任する事務の内容の欄中「入札・検査センター」を「センター」に改め、同表の年次休暇等の願の処理に関する事務の項及び週休日の振替に関する事務の項中「新型インフルエンザ対策総括監」の次に、「消費者行政総括監」を、「雇用対策総括監」の次に、「、人材育成総括監」を加え、「、建設政策監、歳入政策監」を記す。「入札・検査センター」を「センター」に改め、同項の次に次のように加える。

時間外勤務代休時間の指定に関する事務	課長並びに副本部長、総括政策監及び政策監(特定政策組織が置かれた場合に限る。)	企画・経営グループ、課、センター又は特定政策組織に所属する職員の間時間外勤務代休時間の指定に関すること
--------------------	---	---

別表第一の休日の代休日の指定に関する事務の項及び宿日直勤務の命令に関する事務の項中「新型インフルエンザ対策総括監」の次に、「消費者行政総括監」を、「雇用対策総括監」の次に、「人材育成総括監」を加え、「、建設政策監、歳入政策監」を削り、「入札・検査センター」を「センター」に改める。

別表第三の統括本部の行政事務の改善に関する事務の項及び統括本部の研修に関する事務の項を削り、同表の情報・業務改革課の地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項及び情報・業務改革課の行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項中「書誌・業務改革母艦」を「書誌」に改め、同表の情報・業務改革課の業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項及び情報・業務改革課の総務事務効率化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項を削り、同表のくらしの安全安心課の食

品安全対策に関する事務の項の課長専決事務の欄中第四号及び第五号を削り、同表の地球温暖化対策課の環境保全施策に関する事務の項を次のように改める。

地球温暖化対策課	地球温暖化対策に関する事務	地球温暖化対策の基本方針の決定に関すること	地球温暖化対策に係る施策の総合調整に関すること	地球温暖化対策に係る施策の実施に関すること
----------	---------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------

別表第三の地球温暖化対策課の環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務の項を削り、同表の地球温暖化対策課の環境にやさしい県民運動推進会議に関する事務の項中「環境にやさしい県民運動推進会議」を「スノープレイク県民運動推進会議」に改め、同表の地球温暖化対策課の環境の保全と創造に関する条例に関する事務の項を削り、同表の有明海再生・自然環境課の国定公園に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

4 県以外の者が行う国定公園における生態系維持回復事業の確認又は認定に関すること

別表第三の有明海再生・自然環境課の自然公園法及び県立自然公園条例に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第四号中「第27条」を「第34条」とし、「第24条」を「第25条」に改め、同項の課長専決事務の欄の第三号中「第22条」を「第30条」とし、「第17条」を「第22条」に改め、同項の同欄の第六号中「第17条及び条例第16条」を「第25条並びに第29条第2項及び第3項並びに条例第17条並びに第21条第2項及び第3項」に改め、同項の同欄の第七号中「第33条」を「第45条」とし、「第30条」を「第31条」とし、「風致保護協定」を「風景地保護協定」に改め、同項の同欄の第八号中「第37条」を「第49条」とし、「第34条」を「第35条」に改め、同表の有明海再生・自然環境課の環境の保全と創造に関する条例に関する事務の項の次に次のように加える。

循環型社会推進課	環境保全施策に関する事務	環境保全施策の基本方針に関すること	環境保全施策の策定に関すること	1 環境保全施策の実施に関すること
----------	--------------	-------------------	-----------------	-------------------

			<p>2 環境保全の指導及び監督に関すること</p>
<p>循環型社会推進課</p>	<p>環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務</p>	<p>1 条例第47条の規定による勧告及び公表に関すること 2 法及び条例に基づき、事業者に対し環境保全の意見を述べること</p>	<p>1 条例第27条第2項の許可等を行い、又は特定届出権を限る者に限る権利を有し、環境保全の環境から全環境影響評価の内容について配慮するよう要請すること 2 条例第30条第3項の規定による環境保全措置の要請に関すること 3 法及び条例に基づき、市長に対し環境保全の見地から意見を求めること 4 条例第46条の規定による報告及び立入検査に関すること</p>

別表第三の循環型社会推進課の環境の保全と創造に関する条例に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項の同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 1 規制基準の定めがない公害等の措置に関すること
- 2 指定化学物質管理指針の策定及び公表に関すること

別表第三の循環型社会推進課の環境の保全と創造に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

7 環境美化推進地域の指定に関すること

別表第三の循環型社会推進課の水質汚濁防止法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「生活排水対策重点地域の指定に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| 1 生活排水対策重点地域の指定に関すること |
| 2 生活排水対策重点地域指定市町に対し、生活排水対策の推進に関する助言及び勧告を行うこと |

別表第三の循環型社会推進課の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

4 法第7条第5項の規定に基づき、届出事項について主務大臣に対して説明を求めること

別表第三の循環型社会推進課の土壤汚染対策法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第二号中「汚染されている」を「汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な」に改め、同項の同欄の第三号を次のように改める。

3 汚染の除去等の措置に関すること

別表第三の循環型社会推進課の土壤汚染対策法に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の三号を加える。

5 汚染土壌の適正な運搬及び処理のために必要な措置命令に関すること

- 6 汚染土壌処理業の許可及び変更許可に関すること
- 7 汚染土壌処理業者に対する改善命令に関すること

別表第三の循環型社会推進課の土壤汚染対策法に関する事務の項の次に次のように加える。

循環型社会推進課	騒音規制法に関する事務			1 地域の指定に関すること 2 規制基準の指定に関すること
循環型社会推進課	悪臭防止法に関する事務			1 地域の指定に関すること 2 規制基準の指定に関すること
循環型社会推進課	振動規制法に関する事務			1 地域の指定に関すること 2 規制基準の指定に関すること

別表第三の障害福祉課の障害者の就労支援に関する事務の項の次に次のように加える。

障害福祉課	支着生活定着支援センターに関する事務			支着生活定着支援センターの管理及び運営に関すること
-------	--------------------	--	--	---------------------------

別表第三の医務課の県立病院の移転及び運営形態に関する事務の項を次のように改める。

医務課	法立行政立病院 独立法人 佐賀県に 関する 好生館に 関する こと	1 定款の変更 2 認可に 関する こと 及び 理事長 の任命 に関する こと	1 中期目標 の策定に 関する こと 2 中期計 画の認可 に関する こと 3 重要な 財産	
-----	---	---	---	--

			<p>の譲渡等の認可に関すること</p> <p>4 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の評価委員会の事務に関すること</p>	
--	--	--	--	--

別表第三の業務課の温泉法に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第二号を次のように改める。

2 温泉の採取の制限命令に関すること

別表第三の業務課の温泉法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一号及び第二号を次のように改める。

1 原状回復命令に関すること

2 他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令に関すること

別表第三の業務課の温泉法に関する事務の項の課長専決事務の欄の第三号中「温泉利用の許可」を「温泉の採取及び利用」に改め、同項の同欄の第四号中「変更を命ずる」を「変更命令に関する」に改め、同項の同欄の第六号中「法第30条の規定により」を削り、「を指示する」を「の指示に関する」に改め、同項の同欄の第七号中「措置を命ずる」を「措置命令に関する」に改め、同項の同欄の第八号中「をする」を「に關する」に改め、同表の生活衛生課の水道に関する事務の項の課長専決事務の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表の生活衛生課の食品衛生に関する事務の項の次に次のように加える

生活衛生課	農林物資の品質表示等に関する事務			<p>1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく指示、命令及び公表に関すること</p> <p>2 農林物資の</p>
-------	------------------	--	--	---

					品及び品質表示の適法化に関する報告の徴収及び立入検査に関すること 3 農林物資の規格化及び品質表示の適法化に関する法律に基づく申出の受付及び審査に関すること
--	--	--	--	--	---

別表第三の園芸課の有機栽培及び特別栽培の推進に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「研修」を「講習」に改め、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

1 特別栽培農産物認証要綱の改正に関すること 2 特別栽培農産物認証制度に関すること

別表第三の建設・技術課の建設技術職員の技術研修に関する事務の項を削り、同表の入札・検査センターの公共工事の品質確保の促進に関する法律の項の次に次のように加える。

入札・検査センター	建設技術職員の技術研修に関する事務			建設技術職員の技術研修に関する事務を処理すること
-----------	-------------------	--	--	--------------------------

別表第三の建築住宅課の宅地建物取引業に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

7 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出の受理

に関すること

別表第三の河川砂防課の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事務の項の次に次のように加える。

河川砂防課	土砂災害防止対策の推進に関する事務			<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒区域の指定に関すること 2 土砂災害の特別警戒区域の指定に関すること 3 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可、許可の取消しその他の行政処分に関すること 4 建築物の移転その他の必要な措置をとること
-------	-------------------	--	--	--

別表第三の港湾課の航路標識に関する事務の項の次に次のように加える。

経営支援本部	行政事務の改善に関する事務	行政事務の改善方針を決定すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政改善委員会に関すること 2 事務処理改善委員会に関すること 3 行政事務の改善に係る取組に関すること 	
経営支援本部	研修に関する事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 研修実施計画に関すること 2 研修の実施に関すること 	
経営支援本部	業務改革に係る施策の企画、調整		業務改革の推進に関すること	

	及び推進に関する事務			
--	------------	--	--	--

別表第三の総務法制課の公告式に関する事務の項から総務法制課の公印に関する事務の項までの規定中「総務法制課」を「法務課」に改め、同表の総務法制課の庁舎の整備等に関する事務の項から総務法制課の競争入札参加資格者に関する事務の項までを削り、同表の総務法制課の情報公開の推進及び連絡調整に関する事務の項中「総務法制課」を「法務課」に改め、同表の総務法制課の県が保有する個人情報保護の推進及び連絡調整に関する事務の項中「総務法制課」を「法務課」に改め、「県が保有する」を削り、同項の次に次のように加える。

資産活用課	県有財産の総括事務			1 県有財産の所管に関すること 2 県有財産の取得、管理及び処分に関すること 3 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること 4 県有建築物の火災共済委託契約に関すること
資産活用課	歳入政策に関する事務		歳入政策の総合調整に関すること	歳入政策に関する事務を処理すること
資産活用課	庁舎の整備等に関する事務		本庁舎及び総合本庁舎の整備基本計画に関すること	本庁舎並びにこれに附属する土地及び建物並びにこれらの電気、電話、ガス及び給排水衛生設備の維持管理に関すること
資産活用課	職員宿舎に関する事務			1 職員宿舎の指定及び入居

				1 資格者の指定に関すること 2 入居料の決定 3 入居料を決定すること 4 職員管理に関すること
資産活用課	競争入札参加資格者に関する事務			1 管理契約の参加資格者に関する決定 2 競争入札の決定 3 競争入札の決定に関する事務 4 競争入札の決定に関する事務

別表第三の会計課の現金等の亡失・損傷に関する事務（物品以外に関するものに限る。）の項中「現金」の次に「、物品」を加え、「（物品以外に関するものに限る。）」を削り、同表の用度管財課の固有財産の総括事務の項を次のように改める。

総務事務センター	1 総務事務の企画、調整及び推進に関する事務 2 総務事務の企画、調整及び推進に関する事務			1 総務事務の企画、調整及び推進に関する事務 2 総務事務の企画、調整及び推進に関する事務
----------	--	--	--	--

別表第三の用度管財課の物品の購入に関する事務の項中「用度管財課」を「総務事務センター」に改め、同表の用度管財課の物品の亡失・損傷に関する事務の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。
（佐賀県事務処理改善委員会規程の一部改正）

2 佐賀県事務処理改善委員会規程（昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「入札・検査センター長」を「センター長」に改める。

第六条第一項中「入札・検査センター」を「センター」に改める。

（佐賀県職員提案制度要綱の一部改正）

3 佐賀県職員提案制度要綱（昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「入札・検査センター」を「センター」に改める。

第八条第一項中「入札・検査センター長」を「センター長」に改める。

（佐賀県職員研修規程の一部改正）

4 佐賀県職員研修規程（平成十七年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項及び第三十九条中「入札・検査センター副センター長」を「副センター長」に改める。

（佐賀県法制審査委員会規程の一部改正）

5 佐賀県法制審査委員会規程（昭和三十一年佐賀県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第八条及び第九条中「総務法制課」を「法務課」に改める。

（佐賀県公印規程の一部改正）

6 佐賀県公印規程（昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第六条第三項中「総務法制課長」を「法務課長」に、「総務法制課の」を「法務課の」に、「総務法制課」を「法務課」に改める。

第七条第二項及び第三項、第八条、第十二条並びに第十四条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

別表、様式第二号及び様式第三号中「~~総務法制課長~~」を「~~法務課長~~」に改める。

(佐賀県守衛等服務規程の一部改正)

7 佐賀県守衛等服務規程(昭和五十年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務法制課長」を「資産活用課長」に改める。

(佐賀県文書規程の一部改正)

8 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「入札・検査センター」を「センター」に、「組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び組織規則第二十五条第一項」を「人材育成総括監及び同項」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第七条第五号中「総務法制課」を「法務課」に改める。

第十条第一項、第十一条並びに第十四条第一項及び第二項中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第二十二条中「政策監専決事項、」を「政策監専決事項及び」に改め、「建設政策監専決事項及び歳入政策監専決事項」及び「総務事務効率化センター長専決事項」を削り、「総務事務効率化センター副センター長専決事項」を「副センター長専決事項」に改める。

第二十八条第三項及び第二十九条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第三十四条第二項中「総務法制課長」を「法務課長」に、「総務法制課の」を「法務課の」に改め、同条第三項中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「総務法制課」を「法務課」に改め、同条第三項中「総務法制課長」を「法務課長」に改め、同条第四項中「総務法制課」を「法務課」に改める。

第四十一条、第四十三条第二項、第四十五条、第四十六条第一項、第三項及び第六項、第四十七条、第四十九条、第五十条並びに第五十二条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

別表第三中「総務法制課」を「法務課」に改める。

(佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程の一部改正)

9 佐賀県歴史的文書の保存等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第三条、第五条第一項、第六条、第七条及び第八条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

(佐賀県電子署名規程の一部改正)

10 佐賀県電子署名規程（平成十四年佐賀県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「総務法制課長」を「法務課長」に、「総務法制課で」を「法務課で」に改める。

第六条、第十条及び別表中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

(佐賀県守衛被服類貸与規程の一部改正)

11 佐賀県守衛被服類貸与規程（平成十八年佐賀県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「総務法制課長」を「資産活用課長」に改める。

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

12 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「入札・検査センター」を「センター」に改める。

別表第一中「シヤクシヤク」を「シヤクシヤク」に、「シヤクシヤク」を「シヤクシヤク」に改める。

(佐賀県職員安全管理規程の一部改正)

13 佐賀県職員安全管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「入札・検査センター、組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を「センター」に、「歳入政策監及び組織規則第二十五条第一項」を「人材育成総括監及び同項」に改める。

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

14 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「入札・検査センター、組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を「センター」に、「歳入政策監及び組織規則第二十五条第一項」を「人材育成総括監及び同項」に改める。

第十三条第一項第一号中「出納局長」を「経営支援本部長」に、「用度管財課長」を「資産活用課長」に改める。

第十四条第二項中「出納局長」を「経営支援本部長」に改める。

第十六条中「出納局用度管財課」を「経営支援本部資産活用課」に改める。

(佐賀県庁用自動車管理規程の一部改正)

15 佐賀県庁用自動車管理規程(平成十一年佐賀県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号、第三条、第八条、第九条及び第十条中「用度管財課長」を「総務事務センター長」に改める。

様式第四号中「用度管財課長」を「総務事務センター長」に改める。